

とみさと元気な農業支援給付金支給要綱

(令和7年2月7日告示第16号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業用プラスチック等の資材や農薬などの物価高騰の影響により、農業経営の安定に支障が生じている農業者の持続可能な農業経営を支援し、食料安定供給の確保と農産物等の生産地としての維持発展を図ることを目的として、予算の範囲内において、とみさと元気な農業支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年1月1日時点で、次のいずれかに該当する者

ア 本市の住民基本台帳に記載されている個人事業主である農業者

イ 市内に主たる本店又は事務所の所在地を置いている法人

(2) 自ら農産物を生産し、税務申告書類等（市民税・県民税申告者は、販売金額が分かる書類）において、令和6年分の農産物の販売金額（法人にあっては、直近の農産物の売上高）の申告を行っている者

(3) 申請日時点において、市内で営農しており、引き続き営農する意思がある者

(4) 申請日時点において、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、支給を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、支給の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令

上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(給付金の額)

第3条 給付金の対象となる経費及び支給率は、別表のとおりとする。

(支給の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、とみさと元気な農業支援給付金支給申請書兼請求書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 令和6年分農業収入金額のうち販売金額が分かる確定申告書等の税務申告書類等の写し
- (2) 前号の税務申告書類等において、令和7年度分の市民税・県民税申告書を提出する者にあつては、販売金額が分かる書類の写し
- (3) 振込口座の通帳の写し(名義、金融機関名、支店名、口座種別及び口座番号が確認できるものに限る。)
- (4) 免許証、健康保険証、住民票等の本人確認書類の写し
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(申請期限)

第5条 申請の受付開始日は、令和7年2月17日とする。

2 給付金の申請期限は、令和7年6月30日とする。ただし、郵送で申請する場合は、同日付けの消印まで有効とする。

(審査及び支給の決定等)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、とみさと元気な農業支援給付金支給決定通知書

(別記第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査により不支給を決定した場合は、とみさと元気な農業支援給付金不支給決定通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(給付金の支給)

第7条 市長は、前条の規定により給付金の支給を決定したときは、速やかに給付金を支給するものとする。

(給付金の支給等に関する周知等)

第8条 市長は、本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期間等の事業の概要について、広報その他の方法による周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長は、申請者から提出された申請書又は第4条各号に掲げる書類(以下この条において「申請書等」という。)に不備等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、当該申請書等の補正が行われず、申請者の責めに帰すべき事由により支給ができないときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の全額又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(報告及び調査)

第12条 市長は、給付金の支給を受けた者又は申請者に対し、必要な報告を求め、必要な調査を行うことができる。

(暴力団密接関係者)

第13条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者(法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体)とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

支給対象経費		支給率
個人事業主	令和6年分の税務申告書類等における農業収入のうち販売金額。ただし、雑収入（各種補助金、交付金等、仕入販売金額等をいう。以下同じ。）を除く。	5パーセント。 ただし、千円未満は切捨てとし、上限を5万円とする。
法人	申請日の属する事業年度の直前に終了した税務申告書類における農産物の売上高。ただし、雑収入を除く。	

別記

第1号様式(第4条関係)

とみさと元気な農業支援給付金支給申請書兼請求書

年 月 日

富里市長 様

申請者(法人の場合は、所在地、名称及び代表者職氏名)

住 所	(千 ー) 富里市
フリガナ	
氏 名	印
電話番号	自宅 () 携帯 ()

※申請者と税務申告者は同じ

とみさと元気な農業支援給付金を受けたいので、とみさと元気な農業支援給付金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 申請額等

農業販売金額 (A)	円	税務申告書類等(市民税・県民税申告者は、販売金額が分かる書類)における、令和6年分の農産物の販売金額
申 請 額 (B)	円	(A) × 0.05 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ※5万円以上の場合は5万円

2 振込口座

金融機関名				本・支店名(店番)		分類
金融機関コード		☐ 銀 行	☐ 信用組合			☐ 普通
		☐ 農 協	☐ そ の 他			☐ 当座
		☐ 信用金庫	()	支店コード		
口座番号(右詰めで記入してください)				口座名義(カタカナで記入してください)		

※個人事業主の場合は「申請者名義」、法人の場合は「法人又は代表者名義」の口座情報を記入

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、口座番号等を記入

裏面も御確認ください

(裏面)

誓 約 ・ 同 意 事 項

私は、とみさと元気な農業支援給付金(以下「給付金」という。)の支給申請に当たり、下記の事項について誓約及び同意します。

この誓約等に反したことにより、当該支援金を返還することになっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 給付金の各給付要件の全てに該当します。
- (2) 富里市が給付金に係る事務に必要な場合は、市が、住民基本台帳、市税等(市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の納付状況、公簿等(他の行政機関が所有するものを含む。)の閲覧を行うこと及び申請者、行政機関等に対し、その他の資料の請求をすることに同意します。
- (3) この申請書は、富里市において給付決定をした後は、給付金の請求書として取り扱うことに同意します。
- (4) 富里市が給付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、相当の期間、富里市が確認に努めたにもかかわらず、なお支払が完了できない場合には、当該申請は取り下げられたものとみなすことに同意します。
- (5) 偽りその他不正の手段により、給付金を受給したことが判明した場合には、当該給付金を直ちに返還します。
- (6) 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供しません。
- (7) 富里市から確認・報告・調査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- (8) 富里市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は同条例9条に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- (9) 富里市暴力団排除条例の趣旨に基づき、富里市が暴力団排除に必要な場合には、千葉県警察本部又は管轄警察署に照会することに同意します。

年 月 日

富里市長 様

【誓約・同意者】(署名又は記名押印をお願いします。)

住 所 富里市

氏名又は法人名

(代表者職・氏名)

印

第2号様式（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



とみさと元気な農業支援給付金支給決定通知書

申請のあった、とみさと元気な農業支援給付金について、下記のとおり支給を決定したので、とみさと元気な農業支援給付金支給要綱第6条の規定により、通知します。

記

1 給 付 の 額 金 _____ 円

2 支給（振込）予定日 本通知から4週間程度以内

第3号様式（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



とみさと元気な農業支援給付金不支給決定通知書

申請のあった、とみさと元気な農業支援給付金について、とみさと元気な農業支援給付金支給要綱第6条の規定により、次のとおり不支給とすることに決定したので、通知します。

不支給の理由